

# 国民と森林

2010年・春季  
第112号



国民森林会議

# 造林公社問題をどう考えるか

高橋 卓也

(滋賀県立大学 環境科学部)

ここ数年の間、造林公社（一部の府県では「林業公社」）問題がマスコミで取りあげられる機会が増えた。一九八五年以降の朝日新聞の記事から「造林公社」「林業公社」というキーワードで検索すると、二〇〇九年までの二五年間で一〇九件の記事がヒットする。八〇年代には皆無であったが、九〇年代には年一〜三件が散見されるようになる。そして二〇〇〇年代に入ると徐々に増加し、〇八年に三四件とピークを迎える。これは経営の行き詰まりといった芳しくない実態がきっかけではあるが、国民の関心をひき政治的解決を促す好機が到来したとも見られる。

本稿では、まず造林公社問題のあらましを簡単に紹介し、その後滋賀県の場合について検討する。ちなみに、上記の〇八年の関係記事三件のうち、三二件が滋賀県の造林公社についての記事であった。滋賀県での公社問題の深刻さが窺える。その上で、メディアや議会での議論から抜け落ちている大事なこと、国民にもつ

と関心を寄せてもらいたいことを指摘したい。結論を先取りすれば、造林公社とその森林をもっと客観的に見てほしいということである。その上で、公社の将来についてより良い意思決定をするための前提条件を提案したい。

## 造林公社問題はわかり

莫大な債務。これが一昨年来の新聞紙上における文字である。滋賀県の造林公社の場合、債務総額は一、一〇七億にものぼる（〇八年度末）。県の予算が約五、〇〇〇億であるから、その二〇％にもあたる。日本全国でみると、造林公社は現在四〇社あり、その総額は一兆円ともなる。

一九五四年に長崎県で対馬造林公社が地域振興を目的とした全国初の造林公社として設立され、以降、全国各地で一九九六年までに四五の造林公社が設立された。造林公社の特徴は分収造林にある。分収造林とは、造林地の所有、造林に要する資金の提供、造林の実行をそれぞれ別個の主体が担い、造林木の収穫の際の収入を

三者（時にはそのうちの二者）で分収する仕組みである。歴史的にいえば、藩政時代に藩と農民とが実施した部分林制度、一九二〇年から六一年にかけて国が公有林に対して行った官行造林、さらに森林開発公団が官行造林を引き継いで奥地水源林に対して行った公団造林、が分収造林の事例である。造林公社の場合は、土地を地元土地所有者が提供し、その土地に公社が資金を出しかつ森林組合などに請負わせる、または自ら事業体を組織するなどして造林を行う。その分収の比率は、ほとんどの場合公社六、土地所有者四である。

造林公社による造林は戦後造林のうち相当な部分を占める。五八年から八二年までの二五年間に民有林での人工造林の累計は約五八〇万haであるが、公社造林はそのうち五・〇％の二九万haを占める。経時的にみると、民有林造林に対する公社造林の比率は七四年以降は一〇％を超え、一九八一年には一四・九％に達している。つまり、民有林での造林のスピードが弱まった

目次

季刊 国民と森林

No.112 2010年春季号

■ 造林公社問題をどう考えるか	高橋 卓也	.....	2
■ 公開講座の講演			
市民団体の果たすことのできる			
役割と試み	原田 敏之	.....	8
■ 国民森林会議総会議案		.....	19
■ 森林フォーラムの活動		.....	26
■ ハヶ岳自然と森の学校			
2010年度開講ご案内		.....	28
■ 切り抜き森林・林政ジャーナル		.....	31
■ 国民森林会議第28回総会ご案内		.....	33

乗鞍スカイラインの除雪作業

撮影地 乗鞍・桔梗ヶ原  
(後方・鳥帽子岳)

清水洋嗣 (岐阜県高山市在住)

高山市の市街地から眺める乗鞍岳は裾野を南北に広げ、大きな山容をどうだ…と言わんばかりに、どっかりと居座る。

そんな乗鞍岳の山開き、5月15日を一ヶ月後にひかえ、乗鞍スカイラインの開通をめざして除雪作業の重機の音がこだましていた。

目次題字 隅谷三喜男

時期にその一部を肩代わりしたのが公社造林であった。

くわえて公社造林は条件の悪い土地に展開された。六五、六年当時の林野庁からの指導によって、造林公社は山間僻地や離島などの低開墾地域の林野を対象として造林を実施するものとされた。そうした土地で人工造林の口火を切ることにより、他の民間の主体が自主的に造林を開始するさきがけの役割が期待されたのである。

ところで、巨額の債務の報道に接して人々が疑問に思うのは、「なぜ、そんなに莫大な借金を作ったのか？」ということだろう。実は、融資を受けて人工林を造成する結果莫大な債務を

抱えることは、当初からの計画通りの事柄である。他方計画通りとならなかったのは、この債務に対応する資産形成である。造林公社の資産とは立木である。滋賀県の造林公社の試算によると、資産総額は約二五三、四〇三億円であり、そこから債務総額を差し引くと、約八一三、六六三億円の債務超過となる。これは民間企業なら倒産となる数字である。それが倒産に至らないのは、県が背後に控えて損失補償を約束しているからである。

この巨額の債務超過の原因は何であろうか。人工造林の内部利益率は、六五年には、六・三%にも上っていたが、その後徐々に下降して、

九五年には〇%、二〇〇〇年にはマイナス・七%となってしまった。滋賀県の造林公社は、このような事業を年利約三・五%の借入金によって実行したのだから、債務が資産を大きく上回る状態になったのは理の当然である。しかも、立木資産は公社単独の所有ではない。伐出費用を差し引いた立木代収入の四割は土地所有者に支払う契約を交わしているから、実際の利益率はさらに不利となる。

内部利益率低下の原因はいうまでもなく、木材価格の下落にともなう山元立木価格の下落である。スキの山元立木価格は一九五〇年には、一、〇〇六円であったが、その後八〇年には七、

一四八円、七〇年には一万三、一六八円と上昇し、八〇年には二万二、七〇七円とピークに達した。しかしその後は下降を続け、九〇年に一万四、五九五円、二〇〇〇年に七、七九四円、〇八年には三、一六四円まで低落した。つまり、造林公社が植栽をしていた六〇年から七〇年代には、一〇年ごとに倍々のペースで上昇したが、植栽が終了したころからは逆に半分半分と急落したのである。

### 滋賀県の場合

滋賀県では、六五年に滋賀県造林公社が、さらに七四年にびわ湖造林公社が設立された（ここでは両公社を総称して「滋賀県の造林公社」と呼ぼう）。設立当初の六四年当時、県内の二〇万haの森林のうち、人工林は二〇%の四万haしか存在しなかった。そこでこれを一一万ha（人工林率約五七%）に拡大することが目指されたのである。この目標と現状のギャップ七万haのうち、四万haは個人・企業による拡大造林に期待し、残り三万haの拡大造林を造林公社が実施することが計画された。

実際には、造林公社二社によって、六五年から八九年まで二五年の間に毎年ほぼ一、〇〇〇haのスギ、ヒノキ、マツの植栽が実施され、約二万haの人工林を造成することとなったのである。なお、並行して個人・企業による拡大造林も二万ha実施された結果、現在の滋賀県の人工林は約八万ha（人工林率約四三%）となっている。滋賀県の民有林人工林に、公社林が占める

割合は二五%であり、これは全国の公社のなかで最大である。

六六年の『滋賀県造林公社設立の趣旨並びに事業構想』（滋賀県農林部）には以下のような未来図が描かれている。事業の運営により二〇一四年の最終年までに、約八四億円の収益が得られる。一萬haの造林によって一億三千万トンの保水機能が確保される。四〇〇万 $m^3$ の木材が生産される。また山村に二六〇万人の雇用が生まれる。そのうえ、地元の森林所有者は分収金約一三七億円を受け取ることができる。

その後琵琶湖の水資源の開発を目指した琵琶湖総合開発が七二年からスタートし、公社造林もその一翼を担うこととなった。そこで新たにびわ湖造林公社が設立され、造林事業を開始した。七三年の『財団法人 びわ湖造林公社設立構想』（滋賀県農林部）では、県造林公社の場合と同様の未来図が描かれている。事業が終了する二〇二〇年までには、約八億円の収益があげられる。一萬二、五〇〇haの造林によって現状（広葉樹林、伐採跡地）に比べて、一億六五〇万トンの保水機能が增加する。四六〇万 $m^3$ の木材が生産される。そして地元の森林所有者に分収金約二五八億円が流れ込む。

しかし、このような未来図実現の可能性は今のところ極めて薄い。八七年に造林公社によって経営収支計画表が作られている。そこで採用されている価格水準に少しでも近づかなければ、収支合い償うところまでは難しいからである。そこでは、スギの普通材丸太が四万七、〇〇〇

円/ $m^3$ 、ヒノキの普通材丸太が一萬一、〇〇〇円/ $m^3$ といった水準が想定されており、現在のスギ丸太一萬円台、ヒノキ丸太二萬円台という水準から大きくかけ離れている。

全国のなかで、滋賀県の造林公社の特徴は、下流地方公共団体の出資を得ていることである。滋賀県造林公社は、大阪府、大阪市などの下流地方公共団体が社員である。びわ湖造林公社は、下流水団体である大阪府、兵庫県からの融資を受けている。その根拠は、造林による水源涵養機能の増進であった。しかし、天然広葉樹林を人工針葉樹林に置き換えることによって水源涵養機能が増進するという根拠は、上記の「構想」を見る限りでは、五七年三月の農林省林業試験場報告No九九「新しい型の山地浸透計による測定成績 第二報」のみである。そこでは、スギを主体とする針葉樹林の浸透能が二六〇mm/時間であるのに対し、広葉樹林（Ⅲ、Ⅳ年齢級と見込む）でのそれは一三〇mm/時間であり、この差が拡大造林・林種転換による保水力の増大分であると仮定されている。時間当たり四〇〇mmの降水が年間五回発生したとして（年一、〇〇〇mmの降水）、二六〇mmを五倍し一萬haに掛けると、上記の「構想」にいう「一萬haの造林によって一億三千万トンの保水機能」という数値が得られる。けれども前提となっている浸透能の差は、現在の研究では是認されないものだろうし、その後の計算も納得しうるものではない。

さらに、滋賀県での公社造林は特有の問題点

をやらんでいる。九六年にびわ湖造林公社によって作られた「経営の方針」には、公社造林の問題点が七点列挙されている。

(一) 労務・苗木を県外から移入したことが、森林造成単価の引き上げにつながった。また、補助金を使わずに融資にもっぱら依存して造林を進めたため費用が多かかった。

(二) 森林組合との連携が少なく、専従職員が多い。

(三) 造林面積目標を達成するために大面積事業地確保をめざした。

(四) 全県一律の画一的施業となった。

(五) 路網の整備が遅れている。

(六) 将来外材との競合が予想される

(七) 環境配慮からして将来一斉皆伐は実施できないであろう。

このうち、(一)、(二)はとくに滋賀県の造林公社が高コスト体質となりがちな原因である。公社造林が進展した六五年から七五年にかけて滋賀県全体でのスギ、ヒノキの県外からの移入率はそれぞれ三〇%から八一%へ、三七%から六六%へと上昇した。また九五時点での作業員の出身地は、他県が約六八%となっている。

二〇〇四年度より上流下流の社員も参加して経営改善検討会議が設置され、滋賀県の造林公社の経営改善努力が続けられてきた。けれども結果としては、〇七年度に至っても意見がまとまらず、同会議は中止された。また〇七年には、

面造林公社が、大阪地方裁判所に特定調停の申立を行った。経営の抜本改革を前提として公庫を含む債権者に債務免除を求める内容である。

しかし特定調停は進まず、公庫は滋賀県に対し、延滞を重ねていた公社に代わっての返済を求めてくる。〇八年九月八日に滋賀県は、約四九〇億円を公庫に一括で支払わなくてはならなくなった。けれども県の財政上これは不可能であり、結局、県は公社の借金の全額を引き受け、〇八年から四九年までの四二年間に約六九〇億円を返済することで決着した。

このような経緯から〇八年には滋賀県の造林公社は多くのメディアに取り上げられることとなった。したがって報道内容は、債権・債務といった金銭的な話題が中心となった。

## どのように公社問題は議論されているか

現実に巨額の債務があり、その価値は資産価値をはるかに超過している。この差額を誰がどのような割合で負担するか、に関心は集中している。本誌〇九年秋季号の巻頭言「在来経済計算では律しきれないもの」において只木良也会長は、公社問題がもっぱら金銭的な面から論ぜられる現状に懸念を示しておられる。

只木会長が例に引いておられる県の公社問題検証委員会でも、この問題が議論の中心であったが、公社問題の経緯に鑑みそのようになった事情は理解できる。同委員会は、公社および県

に責任があるのは当然としつつも、一方では農林金融公庫と国の責任を強調している。また国には政策的な責任があるとしている。公社造林を強力に推進しながら、他方では外材の輸入を自由化し材価の低落を招いたことが、国の責任である。農林漁業金融公庫には、貸し手責任がある、さらに分収造林という仕組み自体が、損失が出た場合の負担を造林者(この場合は公社)のみに負担させる欠陥の多いビジネスモデルだ、としている。

滋賀県議会でも、県行政の責任、国政府の責任を問う声が多い。国会での質疑をみても、国行政からの支援、農林金融公庫からの譲歩についての質問がほとんどである。

## 公社造林の評価

それでは、公社造林はどのように評価できるであろうか。

従来、林業経済、林政分野の研究者は功罪両面での評価を行ってきた。

功として、まず挙げられるのは、人工林資源の造成である。とくに私有林で人工造林の勢いが衰えた七〇年代以降に、大きい造林地を創出してきたことは評価できる。

また、山村において造林、とその後の保育の雇用を創り、山村社会の維持の一助となったことも功績といえよう。ただ滋賀県は、先にみたように労働、苗木の自県からの供給は少なく、結果的に山村振興の色合いは薄かった。東北・

山陰・九州等では逆に、公社造林の雇用創出というプラス面がより大きく表れている。

評価に際して功罪相半ばするのは、公社造林が地元所有者と林地との間の関係をどのように変化させたかという点である。

本来、公社造林は呼び水であった。自営造林の前段階として公的機関が投資することによって、次の伐期からは地元の所有者が自ら造林を実施し収穫をすることが当然視されていた。すなわち、地元の所有者が自分の手で資源を活用する段階までの手助けが、公社に期待された役割だったといえる。研究者の間では七〇〜八〇年代にかけて、公社造林は土地所有者と土地との間の関係を切り離すものか結び付けるものかの議論になった。政府機関が地域の資源を囲い込むという面を見れば、公社造林は所有者と土地とを切り離すクサビとなる。反対に、地元が自分たちに足りない資金やノウハウを獲得する機会と見れば、公社造林は所有者と土地とを結びつけるカスガイとなる。

しかし全国の調査結果を見ても、滋賀県内を歩いてみても、公社林の土地所有者が積極的に造林活動に関与する意欲は低い、といわざるをえない。例えば現在滋賀県では、八〇年生までの伐期延長という公社の提案に対し所有者の八〇%が素直に応じている。こうした「ものわかりのよさ」も、裏返せば自己の森林に対する関心の薄さの反映といえるだろう。この状態では、所有者に公社林が戻された場合も、木材価格の

急騰といったショック療法がなければ、自営の人工林経営に励む可能性は小さい。

一方、公社造林の罪として、第一に挙げられるのは、何といっても巨額の債務であろう。

また「人工林の造成」も場所によっては、不成績造林地、被災林の発生が見られる。さらに見えにくいが大いなのは、都道府県行政の林政分野から政治的パワーや人的パワーを漏出させている点であろう。巨額の債務の処理といった後ろ向きの仕事に、林務職員、政治家の貴重な時間、労力、頭脳が費やされている。

但し「もし諸条件が好転すれば」という前提で、大きなプラスとして残るのは、将来の資源としての可能性だろう。不成績造林地などの話も聞くが、まとまった林分としての公社造林は部分的ではあるかもしれないが、大きな価値を發揮できる可能性を感している。

### これからどうするか？——より良い意思決定のための前提条件

従来の議論では、これからどうするかかの考察が抜け落ちていた。責任の分担論も、これからどうするかを決定する出発点としてのみ意味があるのではなからうか。そこでまず、将来に向けての意思決定をするための重要な前提条件として、以下の三つの点を指摘する。

①経営主体の確立——まず、将来に向け責任を持って公社林を経営する主体が必要である。検証委員会も経営意識の不在をひとつの大きな

問題点としてあげている。

林野庁の技官をはじめ、林業関係者は多くの場合、実際の仕事は別として自らを「技術者」と規定してきた。しかしその結果として、経営への目配りが弱くなりがちだったのでないだろうか。

これをガバナンスの問題といってもよいかもしれない。協働としてのガバナンスではなく統治としてのガバナンス、ここに問題があるように思う。滋賀県の造林公社の問題が拡大したのも、多くの主体が関わって責任の所在が不明瞭となり、意思決定が後手後手にまわるきらいがあったためだといえる。第一に造林公社そのものが県造林公社とびわ湖造林公社と二つに分かれている。さらに、県造林公社の社員として、県内の市町および下流の地方公共団体八団体が含まれる。びわ湖造林公社については、琵琶湖総合開発計画のプロジェクトとして実施されたこともあり、大阪府、兵庫県からの資金を琵琶湖総合開発事業資金管理財団から借り入れていた（現在、財団の債権は滋賀県が引き継いでいる）。借り入れとはいえ、琵琶湖総合開発計画の一部としての位置づけから、経営の主体としての参加の色合いが濃いいえよう。最後に、両公社とも、公庫からの借入金に大きく依存している。「船頭多くして、船、山に登る」に類した現象が起こったと考えられよう。

②前向きで柔軟な経営環境。次に、経営を前向きで柔軟なものとするのである。

意思決定論では、将来への意思決定に過去の埋没費用（サンクコスト）を取り入れることが厳しく戒められている。埋没費用とはすでに支出した費用のことで、この議論の例でいえば造林費用がそれに当たる。過去の費用を強いて回収しようとする、しばしば将来の意思決定が不合理なものとなる。こうした不合理な意思決定の好例がベトナム戦争などのエスカレーションである。すでに兵力をこれだけ投入したのだからこの戦争には勝たなくてはならない、という誤った意思決定により引き起こされるエスカレーションである。

造林公社の意思決定が遅れがちになったのは総じて、過去の意思決定とくに「契約」や「計画」に制約されその枠内で経営行動をとったこと、が大きな原因である。従来が行きがかりにとられない、自由な発想が生まれる環境が必要である。

特定調停において滋賀県の造林公社から将来の経営方針が提案された。同方針によると、約四割の採算林では、一事業地を四回（二〇年毎）に分けて列状に伐採し、立木代収入を得ながら広葉樹林に転換する。そうした手のかからない森林としたうえで、土地所有者に返地する。残りの六割の不採算林は、公社の営林地から分離し土地所有者に返地したうえで、県の一般施策の枠内で強度間伐によって針広混交林とする。これらは、将来最小費用で管理することを想定しての経営方針案であるが、債務をなすべ

く早く解消するための「清算」的方針とも見えずなくもない。公社造林によって債務が発生したからといって、公社林の木材によって返済するのが最善とは限らない。債務（埋没費用）と分離した上での、公社林経営方針の策定が望まれる。

③民の理解。公社の債務は、県すなわち県民が肩代わりしたわけである。これが国によって負担されたとしても、国税の納税者が肩代わりしたこととなる。単に過去に発生した損失を減らすことに、県民・国民の支持が得られるだろうか。実際、県民の公社問題を見る目は厳しい。滋賀県では二〇〇六年に琵琶湖森林づくり県民税が導入されたが、県民への説明会の席でも「公社に新税を投入するのではないか」との疑いの声が上がられていた。夢のある森林づくりのビジョンの一部として公社林が位置づけられなければ、県民は公社林に関心を寄せ、力を貸してはくれないであろう。

そのためには透明性を確保するための手段の工夫が必要である。問題点の一例をあげれば、造林公社の最大の資産科目である森林勘定は、過去の原価積み上げによって計算されるため、時価からかけ離れている。したがって帳簿を見ても債務超過になっていることは分らない。林業会計の分野でこのような手法を取るのにはそれなりの理由があるのかもしれないが、県民・国民が主体になって公社やその後身を統制する上では大きな障害となるであろう。実態に即し

た会計・情報システムが必要である。

## おわりに

公社問題の「前例」として国有林問題を省みることのできるのではなからうか。巨額の債務を抱えた林業事業体がどのように変わって行くのか。公社と国有林の間にはもちろん多くの相違点が存するが、公社問題解決のゆくえを見定める上で国有林の「経営改善」「経営改革」の経験から学ぶことが必須と考える。本誌の読者には、国有林の経験に通曉された方も多いと推測するので、是非そこから得られた教訓を示していただければと願っている。

（連絡先 [tal@es.usp.ac.jp](mailto:tal@es.usp.ac.jp)）

### 〈主な参考文献〉

- 井口隆史（一九八七）『公社造林論』
- 北尾邦伸（一九八〇）『造林事業の動向と担い手の役割』『長期金融』五五号（林業特集号）二〇～三六ページ
- 造林公社問題検証委員会（二〇〇九）『造林公社問題検証委員会報告書』造林公社問題検証委員会
- 滋賀自治体問題研究所（二〇〇九）『「緑」にかくされた借金—滋賀県造林公社問題調査報告書』滋賀自治体問題研究所

# 市民団体の果たすことのできる役割と試み

原 田 敏 之

(森づくりフォーラム常務理事)

自己紹介を含めて話した方がよいのかと思いますが、今日報告させていただくことについては、基本的に私がこれまで関わってきたことの実態ということで紹介させていただきたいと思いません。

私は現在、森づくりフォーラムの関わりが大きいですが、きょうは、私が愛知県で進めてきたことにウエイトをおかせていただきたいと思いません。私が愛知県で「穂の国森づくりの会」で活動しておりました。現在はNPO法人ですけれども、スタートした当初は任意の団体でした。その当時はまだNPO法人制度ができていなかったのが法人化できませんでした。平成一〇年に施行された法律だと記憶しておりますが、翌一年に手続きしまして、NPO法人の登記をしております。

愛知県は大きく三つに分けて地域エリアを紹介することが多いのですが、尾張は名古屋のエリアで木曾川とか庄内川というように、河川で

そのようにとらえています。真ん中のエリアが三河地区とあって、矢作川が流れています。三河地区といわれる中の東側の静岡県に近いところに豊川がありまして、このエリアを東三河とよんでいますけれども、そのエリアを地元では「穂の国」という別名でよんでいます。「穂の国森づくりの会」という名前をつけたのは、そういう名称にこだわるところがあります。「穂の国」というのは、その昔大宝律令制度以前は、三河という国は今までいう西三河エリアであり、東三河エリアは「穂の国」とよばれていたという話が地元では盛り上がっております。その意味で豊川流域全体あるいは東三河地域をまとめていうときに、あえて「穂の国」という名前を積極的に使おうという空気があります。穂の国森づくりの会も、その流れの草分け的な時期に使ってましたので、穂の国の代表選手みたいにいわれることもありまして、その名前をそれなりにこだわりをもって使っています。

穂の国森づくりの会という団体の性格として、もちろん森林が大きなテーマになっておりますけれども、地域問題としての取り組みを考えているという側面はあります。私自身もその意識を持って取り組んできました。

この会が平成九年に発足しましたが、ちょっと変わった作り方をしています。普通の市民団体と構成が大きく違うのは役員構成です。顧問から参与、評議員に地域の市町村長からはじめて青年会議所、商工会、森林組合、農協の組合長等が全員名前が出てきます。役員会を開催する場合、全部この人たちを招集しなければならぬという仕組みになっております。そのために運営がとて面倒になってしまっ、身動きがとりにくい状況が現実起こってきまますけれども、あえてこういう構成にしてスタートしています。その意味で、地域問題として取り組んでいくスタンスが、こういうところに強く出ていると思います。平成九年に設立されましたが、実は私



はその時点では参加しておりませんが、平成二年から手伝っております。したがってこういう構成にしようといつて進めたのは、私自身ではありません。

この会を設立するときに、官・学・産・民の連携組織を作ろうという呼びかけをしたと聞いております。実は私は、スタートしたときには別の組織の事務局長をやっております。東三河懇話会という地域問題に取り組んでいく民間組織です。そこで事務局長をやっていたときに、この森づくりの会ができました、事務所の部屋がほしいと相談を受けたときに、自分たちの事務所で使っていない部屋があったので、ここを使ってどうかと紹介したことがきっかけで手伝うようになり、二年後から東三河懇話会の後任の事務局長と交代して、穂の国森づくりの会に専念するようになりました。

穂の国森づくりの会のもう一つの特徴は、会員の年会費収入は個人会員と団体企業会員とがあります。団体企業会員は、商工会議所が音頭をとって、企業に声をかけていただいたおかげで、三三三口という多数になっています。口数の多いところもありますので、企業数は口数より少ないですが、こういうところに一つの特徴があります。もう一つは、市町村が賛助会員ということですが、各市町村から人口割合で調整して、約一〇〇万円になるように計算をして会費を納めていただいています。各市町村に集まっているのは、市町村民税であつたりしますので、

東三河地域一市町村の住民全員が、私たちの仲間であるというような呼びかけ方をしています。行政サイドを通じて、公的な資金が毎年入ってくる仕組みを持っている市民団体というのは、珍しい存在と受け取られてきています。最近、行政からの支出金でまかなっているNPO法人を、新しく設立した事例が出てきていると聞いております。それまでは私たちが国内唯一だと思っていました。状況は変わりつつあるのかなと思います。

私が隣の部屋にいて、腰を据え変えた理由はいろいろありますが、その一つに東三河懇話会是一種の経済団体でありまして、産学官という仕組みを標榜することに固執し続けることに限界を感じていたところに、産学官でも個人というか一般の人たちにウエイトがより大きくかかっている組織が作られた。そこに新鮮さがあり興味を覚えました。穂の国森づくりの会と実際に関わっている中で、それまでにないいろいろな手応えを感じてきました。

### 三つの提案

日常的な活動は行われていましたが、私が関わるようになって真っ先に、「穂の国森づくりプラン」という提案をまとめて発表しました。これを私が関わり初めた平成一一年に報告しております。

提案はどうかをうたつたかといいますが、当時森林の特に人工林の整備が遅れている

ということが、強く言われていることに反応しようと思いました。そのときに最もウエイトをおいて議論したことは、森林所有者に任せておけばいいということではないことを基盤において、森林には環境に係る多面的な機能がだいたいわかれていた側面からみても、森林所有者にすべてをゆだねることよりも、流域の住民全員が何らかの形で参加できる仕組みを作っていくということのようなことを強調しました。

その当時、最近ほどではないにしても、予定調和論とでもいうのでしょうか、森林の整備をきちんとやっていたら、結果として環境面にも経済的にもうるおうということだけが最も大事だという話ではなくて、必要なところに必要な計画を立てて、森林を整備すべきだという考え方で提案しました。

提案では主要な点を三項目あげました。

ひとつは、森林整備のための資金は、地元で全員で調達しようということで、森林整備基金を創設しようと呼びかけをしました。資金調達の方法として、地域全体の二市町村の水道料金一トンあたり一円を、森林整備基金として地域で集めていこうという呼びかけをしました。それはその後実現しまして、豊川水源基金という仕組みが以前からありましたので、その水源基金の第二の基金という形で、実務は豊川水源基金事務局で管理することになりました。私たちとしては、呼びかけに応じて資金が集まる仕組みをつくったまではよかつたけれども、その使

それは簡単にいうと、提案して一生懸命にやったところに使わせてくれないという話です。もっと有効な使い方があろうというところを全部反対されていて、有効に使われていないと思っております。

そのうちの一つは、人工林に特化しているという問題があると思っております。造林補助金に上乗せしているのです、間伐補助金や林道整備補助金の追加に使われております。それでは少し楽になっただけじゃないのかと思っておりますが、地元の森林関係者としては、それができただおかげで補助金に厚みが出てきたのでありがたいという方もおります。私たちとしてはそれもいいけれど、ほかにも使い方があろうという事です。

もう一つは、天然林分野をまったく無視していることについても、いろいろと考えていく必要があるだろうと思っております。

もう一つ提案したのは、森林情報センターを作るべきだということを提案しています。それはどういうイメージかといいますと、あらゆる森林の情報を一カ所に集中させて、トータルコントロールができるような情報を集めたい、しかもあいまいなデータに基づいたことでなくて、きちっと調べてそれを整理して、一カ所で全部わかるような仕組みを作らないと、あいまいな形のままで、何をどうすればいいかという計画を組むときに、できないので民間主導の組織として立ち上げる必要があるということを提案しました。

これらは仲間と話し合ってまとめたのですが、きっかけになったのは会員の何人かがドイツへ行きまして、森林官の方々と話し合ったり教えてもらったりしまして、データの整理がきちっとできていることに刺激を受けて帰ってきました。ドイツで受けた刺激がきっかけになりました。森林の状況を把握する仕組みを用意する必要があることを提案することになりました。その意味では、森林整備基金についても、森林情報センターを作っていくというように、ころに使う考え方をもち込みたかったのですが、そういうことにはなっていないので、残念ながら森林情報センターを作ることは、具体的な姿にはまだ至っていません。森林情報センターを設立したいと思いつつ、現在に至っているところです。三番目の提案につきましては、「穂の国森林祭」というイベントです。どういう祭りにするかという、穂の国森づくりプランという事で、打ち出した考え方を浸透させるためのイベントを組もうという事で、シンポジウム・講演会・セミナー・物産展などをを行いました。これは二〇〇五年に愛知万博に相乗りする形で、万博の地域連携事業という事で実施しました。これは提案というより、呼びかけをして自分たちで行いました。

ところでこのプラン自身は、作成の段階で私自身は他の仲間と少しニュアンスの違うところを主張していました。それは、植生全般に対する押さえが弱いと感じていました。その結果、実際に書かれたものは、人工林の問題であり林



業の問題であり、木材利用の問題であり、それが地域の産業だという図式のところに、相当大きなウェイトがかかっておりました。その結果として、水源基金もそれに沿った動きになっていったというきらいがあるので、いたしかたがないといえましょうなんですけれども、そういう意味で活用はしたけれども、その後改訂版を作るチャンスはないだろうかということを仲間たちに提案しています。けれどもまだ具体化していません。そのような問題を抱えつつも、とりあえずそういう発表をし、一部は実現し一部は

全く進まないというような状況です。

どんなことをやっていたかということですが、市民参加団体としての他の団体とよく似た活動が続けてきております。「穂の国みんなの森クラブ活動」、「プリティーフォレストクラブ活動」で、会員の中でも特に関心の高い人が集まり、サークルとして位置づけ、継続的に活動しています。

中心になるのは、プリティーフォレストクラブで、間伐の応援に行ったり場所によっては植



栽や下刈りも行うなど、必要と思われるところで活動しております。民間の所有林で皆伐した跡に、有用広葉樹を植栽したこともあります。残念ながら見事に失敗しましたので、これは手直ししたいと思っております。そのようなことで、いろんな場面を手がけてきました。

穂の国みんなの森クラブ活動は、段戸国有林の一角に「さららの森」と名付けられています。が、モミ・ツガの原生林として保存されている森林があります。それに接している隣のフィールドを、森林管理署とふれあいの森協定を結ん



だときに、原生林として復元したいという申し入れをしまして、人工的に手を加えることによって、極相の状態に少しでも早く到達できるので、あれば、人手を加える意味があると考えまして、その隣にある原生林を目標林形にして、段階的な計画を決めて進めています。

ありがたいことは、いろんな団体とのつきあいを少しずつ増やすようにしていますけれども、ほとんどの市民団体も人工林の間伐に特化して進むとか、里山の雑木林が大事だという意見に分かれています。両方というか、もう少し全体





と思っております。仕組みとしては、週二日というのはかなりのペースです。最初は週一日、土曜日から日曜日にやりましようということでしたが、世代が世代でするので、平日の方がかえって都合が良いという声が出て、中の水曜日を差しこんで週二日になりました。週二日の予定日は、来られる人は集まってくださいという仕組みで、メンバーを固定せずに気楽にやってきましたことが、継続してきた要素ではなからうかと思えます。

手伝いをします。これは企業に対するアドバイス事業という形で、一緒に活動する仕組みも用意しております。

一般の公募事業として、月に一回体験林業を呼びかけて実施しております。

自然観察会も一般公募で定期的に開催しております。これはいろいろなところへ行きまして、勉強会を行っているものです。

一〇年近く活動しておりますと、メンバーがかなり固定化してきて、広く大勢に呼びかける意味合いは、ちょっと薄れてきたのではないかなという感じがします。逆にいいですと、手を変え品を変えていろんなところへ行っていますので、連続して来ている人の顔ぶれが決まってしまうと、それはそれで仲間の関心がさらに広まっていくこともありますので、それはそれでいいのかなと思っております。

三河生物同好会といいまして、地元で生物に関心のある高校の生物の先生が中心になって勉強会をやっている組織があります。そこで環境に詳しい人、植物に詳しい人は当然ですが、そういう人たちが大勢いますので、いろいろな分野にまたがった人たちに講師としてきていただいて、勉強するスタイルを続けてきております。今日は昆虫だけというようなくくりはしないで、どこへ行ってもいろいろな人が一緒に行きます。一般の人たちにそのように呼びかけをして、セミナーと称して月に一回勉強会も続けしております。

的にトータルにものを考えることができないだろうかと気にしていますけれども、私どもはこれを見よう見まねで、「ものは試しだおもしろそうだ」ということでやってきているところで、自然に生えてくるものにはどういふものがあるのか、それが成長していく過程はどういふことなのか、というところにみんなの共通の関心をもつことができました、そのために間伐なら間伐に特化していくという発想に走らずに、幅広い勉強あるいは議論になってこれたということが、手前味噌ではありますがありがたいことだと思っております。

小学校訪問授業を平成一一年から、こちらから出向いて授業の一コマを担当させてもらっています。年間五〇校ぐらいこなすペースで実施してきます。これも自分たちだけでやるのはしんどくなりますので、県の出先の林務課の方であるとか、国有林をフィールドとする場合は、森林管理署の方にもチームに加わっていただいて、みんなで交代しながら授業を担当しているという仕組みにしまして、いまではそれぞれに担当者を決めて行うように仕組みが整っておりますので楽になってきております。そういうように組織的に連携した形で、小学校へ訪問します。教室で授業を行うだけでなく、屋外へ出て体験してもらうメニューも用意して、年間一〇校ぐらい実施しています。

途中からですけれども、地元でいろんな企業が関わりを持ちたいということが出てきましたので、そのときに私たちが積極的に

が変わってきまして、夕食懇談会のような雰囲気になってきておりますが、ちゃんと勉強会をしようというってネジを巻いたりしています。

もう一つ、別の仕組みを作ろうと提案して作っているのがあります。東三河環境認証森林についてですが、これは三重県の速水さんがFSCの認証をとられたことに関心が高まりまして、そこから地域認証制度の提案が出てきましたので、私もなりにそのいいところを参考にさせていただくことを思いつきまして、穂の国エリアを対象とした認証森林の仕組みを地元として作ろうと呼びかけ、その仕組みのルール等を作る準備をしまして、平成一六年に試案をつくり、徐々に進んできておりますが形はまだ不十分です。

このポイントは、一般の皆さんに呼びかけるとき、当時まだ森林が荒れていてこのままでいいのかということが、声高にいっぱい出ていました。きちんと施業ができて森林もありました、そういうところも見ていかないとまずいのではないかといういい方をしてきました。いま思い出しても、荒れている森林を批判することがありますが、中には立派な森林もあるのではないかという見方をする機会がないと思っております。一定のレベルのことができて森林は認証していきましょ。認証する主体は、穂の国森づくりの会というNPO団体が認証機関として証明することしました。

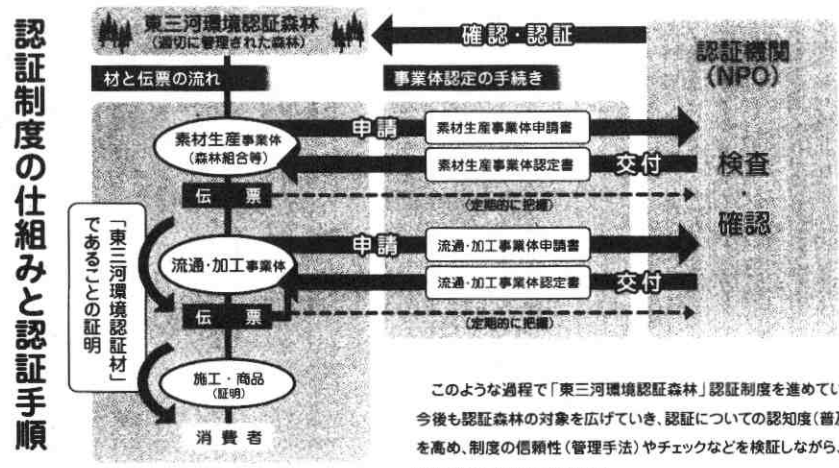
認証した森林から出てきた材を、最終的に消

費者が使う場面が目されることとなります。材が実際に出てきたときに、認証を認めた森林は帳簿につけて、証明書を発行する形をとっております。その森林から間伐でも主伐でも材が出てきた場合には、それが最終的に利用するところまでわかるようにする(トレーサビリティ)。

それをやるために、他の材と混ぜられないようにしていくいくことなど、関係者に協力していただかないとできないので、認定事業体を設定して地元の森林組合には全て認定事業体に入ってもらって、素材を扱うときにルールを守るようにお願いする。加工する段階で地元の製材業の方々も認定事業体に入ってもらって、取り扱いのときには他の材との仕分けをお願いする。そのしるしの付け方を指示することなどをして、最終的に認証材が消費者に届くようにしていくようにしています。いろいろな方々に協力していただながら、少しずつ形はできてきつつある状況です。

ただここで、大変大きな問題がありまして、個人的には横道にそれつつあります。それは何を基準として認証するのかということになります。最初にいろいろ議論しましたけれども、これがいいという姿はありませんで、ストーリーに沿った計画を作って、その計画に沿ったことをちゃんとやっているのであれば、それもいいとするしかないだろうということになりまして、森林施業計画を国で用意されていますので、施業計画の手続きを踏んでいるのであれば、それに沿って施業していることを確認できれば認証するこ

とにしましよということにしました。けれども横道にそれつつあるかというところ、そこから森林認証制度をスタートしましたが、踏み込めば踏み込むほどおかしなことが出てきまして、それらを是正しないと信用が落ちてくるという



このような過程で「東三河環境認証森林」認証制度を進めています。今後も認証森林の対象を広げていき、認証についての認知度(普及啓発)を高め、制度の信頼性(管理手法)やチェックなどを検証しながら、認証制度を運用していきます。

ことに至っております。計画制度そのものの信頼度を高めるとに力を入れないといけないというようになってきております。

そのようなことで少しずつ認証をしてきました、計画等も一応素人目ながら私もから見ても、きちっと計画的に実施していることを確認できるところは、財産区、市町村育林、大手の林家です。零細な林家が多いとはいえ、まとめてもっているところは、それなりに回していくのに必要なに応じて実施しているところもありまして、そういうところを中心に認証させていただいて、二〇〇〇年に近い面積を確保しました。ところが頭が痛いのは、そこから順調に出て行く材はあまりないことです。特に主伐はほとんどない状況です。使う側にPRすると、関心を持っていただき、あるいは工務店に気に入られて、認証材が出たらずい回してほしいという人は、地元にも何人もいますけれど、それに対応できる供給量が全然確保できない。供給量が必要に応じて圧倒的に足りないのです、ユーザーの需要に応じた安定供給は大変なことだろうという感じを持っていきます。いま、一般にも木材関連分野で材の安定供給を目指して、仕組みを流動的にしていくべきであるとか、流通をもっと整備したらどうだろうかということなどと、梶山さんなどはよくいっておられるので、一般的にみても安定供給に大きなポイントがあると思えますけれども、私自身もこれをやっていくところで、安定供給に応じていく山側の仕組みは、ちょっとやそっとでは難しいという体験をしています。

これも途中でありまして、まだまだやるべきところがたくさんあります。

東京で森づくりフォーラムの仕事がありますので、穂の国森づくりの会はときどき帰ってネジ巻いたりしますが、手薄な状態になっているという中途半端になっております。

以上のほかに、この二年ほどサポートしてきたのは、来年名古屋で、COP10の会議が予定されていますけれど、それに関係をして環境省から、生物多様性をテーマにした事業を依頼されています。それをきっかけに、東三河自然環境ネットという新しい組織を作らせていただきました。それは地元での協議会組織でして、いろんな組織が集まってネットワークを作って、成果を出すという仕組みを作ることに取り組んできました。その協議会のメンバーは、穂の国森づくりの会はじめ愛知大学、東三河自然観察会、表浜のほうで活動しているウミガメクラブ、東三河懇話会、愛知県の環境部、豊橋市の環境政策課の七つの団体で構成しております。事業は二本の柱がありまして、一つは場面ごとに必要があれば行った結果を報告することであり、穂の国森づくりの会といたしましては、段戸の国有林の隣の穂の国みんなの森という、天然の複層林を目指しているところというところで、いろんな植物を中心とした動きを報告することになっています。人工林については、認証制度に沿った中で実情を調べて報告することもしていきます。里山という言葉の定義はよくわかりま

せんが、集落に近いところに存在する森林で、必要な手を入れた場合にどうなるかという結果を三年間で報告します。この事業は三年計画でいま二年目です。豊川の河畔林は立派だと私は思っておりますが、これの実態といいますか様子を調べて報告します。たとえば河畔林の調査は、東三河自然観察会にやっていたかどうかというような連携をして、幅を広げて今まで知らなかったことを報告する部分があります。またその仕組みでシンポジウムや勉強会を行っています。シンポジウムのときに、生物多様性とは何かというタイトルで行った経緯があります。

そのような連携をとった事業と、人材育成の面で連続講座を用意して、勉強のレベルを高める事業を「穂の国エコカレッジ」として新しく設定しました。これは愛知大学が主役です。愛知大学がここへ入っていただいた最大のポイントは、愛知大学は文系の大学なので法学部、文学部、経済学部は昔からありまして、最近では現代中国文学部だとか時代に沿った学部を用意しておりますが、自然系の分野がまったくない。そこで新しい部門を設置することを検討しているところに、私が相談したということがあって、力を入れて一緒に活動させていただいています。今年（二〇〇九）の九月から、すでに半分ぐらい進みましたが、五〇人の定員で二年間実施することにしまして、愛知大学の単位取得の仕組みに合わせた単位数をセットして、年配の方が多いのですが一年ごとに一定の単位を取得できるようにしています。一種の短期大学の

ような形で募集したところ、五〇人の枠はいっぱんに埋まってしまい、今のところ大変好評です。もう一年やりますので、今年は入門編、来年は実践編といえますか、専門性を高めていくことができないかなと思っておりました、これから準備するところです。

ウミガメのところでごたごたしているところがありまして、そちらにだいぶ時間をとられています。アカウミガメの保護活動をしている団体は、全国にたくさんありますが、やり方が全部違いました、全国の団体の事務局の人がこられて話をしました。私のような畑違いの人が、関わりを持ってくれて大変ありがたいといっています。ウミガメと一緒活動しているウミガメクラブが、私たちと少し違う歩調があります。何が違うかというところ「ウミガメさえ良ければいい」という、ウミガメだけを保護するという感じがしまして、「背景になる海岸の自然体系はあって、それが良い状態にもっていかれるかどうか、持って行ったらもっと改善されるかとか、ウミガメにとって海岸の善し悪しは、背景の森林環境や地形の問題もあるだろう。遠州灘の場合は、天竜川から運ばれてくる砂が減っていることが地元では大きな話題になっていて、社会的な現象の大きな問題として位置づけをした中で考えていくようなことに、発想を切り替えてもらいたい」といっています。片方でこのチームと仲良くやってきたけれども、後から聞いてみると「俺たちは生態系を全体として見ていく中でシンボルとして、アカウミガメ

を見ていくという考え方をしている」という団体が隣にありまして、そこけんかしていることがわかって、その仲裁に入りましたが、畑違いのものが仲裁に入ったことが功を奏し、治まるようになりました。

森林関係者ときあいでいる中でも、一側面だけを捉えていると話が単純になってしまっていることがありまして、そういう動きに対して牽制球を投げていくのは、だいぶ大きな衝突が続いてきているという印象があります。それと似たことがウミガメで起こったということで、細かい話題ですけれども引張り出したのはそういうことです。

今回市民団体の役割を大上段に振りかぶったようなタイトルを用意しましたが、一番気にしているところは、特に森林分野もそうだけれども、市民団体の動きを戦力として考えていくというところがあります。これはいろんなところで話題として出てくるのが気になっていますが、もっともっと成長してたくさん仕事をこなせるような状態にすべきで、今のままではだめだというような、ニュアンスのいい方がされています。私としては、作業戦力として期待することは無理だと思っています。自分でもそこまでやる気はない。年間を通じて一〇〇鈔事業をこなしましたと報告するようなことは、やっていかないと考えているということでありまして、それは違うと思いますし、人にも呼びかけしているところですが、戦力として位置づけよ

うとするようなきらいがかなりあります。それよりは、これまでそれが善いか悪いかは別として、私としましては一番力を入れて成果を出したい分野は、自分たちのレベルがどれだけ核心を突いたものができるかは別として、レベルはいろいろあるだろうし、いろいろな発想があるだろうけれども、前向きなものと考ええる前提で、その問題を出していき、それを結果として、なんらかの形で合意を取り付けていくことに努力をするならば、何らかの役割が果たせていけるのではなからうかと思っています。

人それぞれにいろいろな考え方があって思いますが、私としてはスタート時点から豊川流域という地域問題として、関わっていくというきっかけが大きかったかなと思っています。この地域としてのこれまでできていなかった合意を、新しく作っていくということでは、できるだけやろうとしてきました。そこで森林整備基金を水一少あたり一円をみんな出しましょうとよびかけをしたり、森林認証制度を作る呼びかけをして、賛同者を増やす取り組みをしてきたことで、それなりの果たせるものがあるかなと思っております。

例えば行政サイドの、愛知県の林務の担当の方々は、何らかの問題として出てくるものに対して、真っ向から受け止めて何とかしようというのではなくて、それまで進めてきている連続の中で、とりあえずここだけ受けておこう、何とかしようというように多いので、結局は一番肝心なところを切り替えて行くという

ことは、やっていただけが多い。片一方で、普通に私たちの仲間も含めて、一般的にしている人は、森林を含めた行政の世界、あるいは山のことはよそごとだったという印象が依然強くて、山のことは誰かがやっている人がいて、うまくいっているではないかというようにことで具体的な関心は持たないという人たちが大勢いる。

もう一つは、森林組合を中心にして、実際に事業に関わっている人たちは、同じテーブルで話をせずに、行政の人ともじょうずなところだけつきあっているようなところがあって、そういう三すくみというか変な状態が感じられるところがあります。

意外にど真ん中に入っていくことができる。割合平気で「あんたこれじゃないんじゃないの、ここはこうしたほうがいいんじゃないの」というようなことを、言っただけの通りになるとは限らないけれども、平気で話し合いができるようなスタンスを、NPO団体は持っているところがおもしろいと思っています。

そんな意味で、いろんな立場の人たちの枠を超えたところで、つきあいできる立場が森林分野だけに限らず、いろんな分野のNPOはありますけれども、おもしろい立場にあると思っております。

もう一つは、中にはより正確に物ごとを理解して、実際に自分の活動に生かしていくということ、心がけている人はそんなに多くはいませんが、そういう人たちが専門的なものに固執

せずに、自主的に取り組むことができるのもおもしろい分野の仕組みだと感じております。そういう特殊な位置関係にある者を、少しでも成果のあるものにしていく。ということは最終的に、その分野のあるいはそれに関係する合意をとっていくのに、きっかけをつくり、その合意作りをしていくための力を振り絞っていくことは可能だし、成果につなげると大きいものが浮かぶのではないかと考えております。

できたかできないかという話もありますけれども、たとえば森林の分野でも、私たちがその地域の中で、やってきて発言してきたものの一つとして、たとえば「森林のことは所有者にまかせておくわけにいかない」ということで、みんなが関わっていく切り口をみんなが持っているし、その役割もあるというようなことを言出したのは一〇年ぐらい前でした。そのころはなかなかびんとこない環境にありましたが、現在はそういう認識は私たちだけでなく、世間の動きも変わってきています。住民が関心を持つべきであるということは当たり前の話として、気楽に議論ができるようになってきました。

森づくりプランは出しましたけれども、まだまだ大きな壁があると思うのは、所有という概念を否定しないけれど、所有者にすべて任せざるべきではないということは、所有という形態に、何らかの形で他の人が関わりを持つていくことを想定しなければならぬわけです。所有の概念あるいは所有者に与えられている権利との関係の整理はまだ私にもついておりません。その

へん共通の整理ができるような作業ができるとよいと思っております。少しずつですけれども、これまででない合意を作ることに力を入れています。

もう一つ宿題が残っております。森づくりプランの中で提案している、「森林情報センター」を目に見える形にもっていきたい。まだ具体化していませんので、それを具体化するために提案している部分があります。

### 愛知森と緑事業の概要

各県で森林環境税を進めておりますけれども、愛知県も今年度から森林環境税をスタートしています。その名前は「愛知森と緑づくり税」です。これは三年ほど前に、知事からトップダウンで新税の導入を検討するよう話が出て、急いで検討委員会が設けられて、スタートの段階から委員の一人として参加しています。その委員会では年間議論して、実施するとの報告書を提出しています。そのあと議会で議決して実行することになって、今年からスタートしましたが、準備段階で税の使途を決める委員会が設けられ、そちらにも参加しました。

両委員会に続けて参加しているのは、私と名古屋大学の服部先生の二人だけになりました。その中で、事業を進めることには反対しませんが、良い方法で良い成果を出していくための仕組み作りには、できるだけ協力しようというスタンスです。しかしい残念ながら大きな不満も



あります。事業が大きく三本の柱になっておりまして、一〇年間で森林整備一一〇億円、里山の森林整備が三〇億円、都市緑化が六〇億円と

なっていて、愛知県の性格上都市部の取り扱いは必要だという認識で、都市緑化の部分も入れています。これは愛知県の特色です。問題は、都市緑化については口を挟む気は全然なくて、できることをやりましょうということで考えています。里山整備と森林整備は、森林整備のほかに里山整備があるという言葉がへんだなといいつつ、いってみれば人工林と天然林のことです。この二つが気になる。里山林については、どのように手を出していいか、本当はわからないはずではないのかという気がします。里山林といっても、別の言葉でいうと天然林あるいは天然生林を含めてのことだろうと思えます。すけれど、これに関するデータがない状態で、ここへ税金の部分をもどるように投入するかというのは、何にもないところにむやみやたらに金をつぎ込むだけになるのではないかと気になります。

もう一つは、人工林で間伐が必要な森林七二〇〇〇〇〇〇あり、その中で保安林は一六〇〇〇〇〇〇あり、これは公共事業の位置づけの形になりますので、整備は予算を組んでやることができます。林業活動による整備が期待される森林は、産業としての林業で、今までの組み立てでやっていけばできていける部分、間伐を實行する可能性がある森林が四二〇〇〇〇〇あり、それができない部分が一五〇〇〇〇〇あり。この

できない森林を森林環境税を使って間伐しようというのが、今回の愛知県の事業計画です。

山間地域の人たちは、かねがねなんとかしたいといけないと思ってものが、やってくれるならありがたいということで、両手を挙げて歓迎しているという形になっております。これも先ほどの天然林ではないですけど、私たちから見ると、ちゃんとしたデータがないと思えてならない。特に、施業計画制度でやっているものでも、計画といえるようなものは怪しいものがあります。たとえば愛知県の設楽町では、森林・林業基本計画に沿って、市町村森林整備計画をまとめることになり、一四年に一回作って五年経ってから第二回を作りましたが、明らかに計画としては後退、一期の計画を出して、それを二期目にさらに手直しするときに、明らかに後退したのになっていっていることなど、まずい部分がいっぱいあります。

いま設楽町で、地域森林整備計画をもっていますが、三つのゾーニングで分けています。資源循環林と水土保全林と共生林となっております。その計画の実際をみると、共生林としてゾーニングをしているのは、地元では名の通ったみんなの森づくりの山とか自然公園など、誰もが今までも使っていたところを、共生林として設定しています。循環林については、数一〇〇〇〇〇〇しかありません。残りは全部水土保全林になっていきます。どうしてそのようになったのかについて、役場の人と話をしますと原因はいくつかあります。原因の一つは、制度

そのものがよくないところがあって、一番使いやすいようになってくるのが水土保全林で、そのようにもっていくということです。もう一つは、循環林としてやっていくには、資源を循環していくことに結果を出さないといけないので、その結果を出せるデータがないという原因もあります。たとえば資源循環林にすると、その循環林の割でしか生長量に合わせた数字だったと思えますが、面積に応じた材の供給が計画として出てこないと合わないのではないかと、つじつまを合わせなければいけない部分がありますので、それを正確にやるには自分たちで根拠にできる材料がない。たとえば森林簿

はありますがそのまま転記するわけにいかないし、それとは別に境界がわかりにくくなっていくとか、いろんなことがあって結局は始末の悪いものは水土保全林にするようになっております。そういうところを整備していく必要があります。今まで手が届かなかったところをやればいというだけではなくて、どこにどういう問題があって、それはなぜだかそれを解決する方向にもっていかないと、いけないのではないかと思います。実際今回この事業をやっていくときに、愛知県の考え方は他の県で進めているのを踏襲していくわけですけども、今まで手入れができていなかったから、それでは公共事業でただでやってあげる。その代わり二〇年間は触ってはだめですという協定を結ばなければならなくなることに、二〇年間触るなどということには応じられないというような抵抗が出て、事業が

なかなか進まない状況になっています。片方では、自分の財産だといながら、頭の中では三つのゾーニングの機能分類からいくと、持ち主としては循環林に機能させていけば、自分の財産は生かしているという期待があります。けれども公共事業で行うのだから、針広混交林の水土保全林の環境面に貢献する森林になります。県民が税金を払うのも、環境面を含めた全体に効果があると期待するからです。そうであれば針広混交林を生かしながら、最終的には天然林に持っていくということで、環境保全のための施業をするというシナリオを書かなければならないけれども、住民側は別の期待を持っているところで、強引に話の帳尻を合わせようとすることになるので、どこかで行き詰まってくるということが起きてきます。

今まで自分でやらずに放っておいたんだからしょうがない、やるぞといったって、いやそういうつもりじゃなかったという話のところ、つばぜり合いをして、その事業をやるかやらないかという方向に進むことは、うまくないだろうと懸念されます。

そこで、二つの機能を用意する必要があると思っています。まずは実際の森林の状態を調べて、現状はどうなっているのか、その地形など要素に合わせてどうなっているのかと同時に、今後どのように扱っていくのが適切であるかというようなことを、調査していく仕組みが必要であって、その結果をオープンな材料にして、他の人たちがこれをどうしようかということ、

検討できるものを用意する仕組みが必要です。それをいうと多くの人から「それは森林組合にあるではないか」というような返事がよく返ってきます。森林組合の方々とおつきあいでいますけれども、残念ながらそういうことには、踏み込んでいこうとしてくれませんので、私はこのままでは引き下がれない、何か仕組みを作る必要がある。森林環境税を投入してでもその仕組みを作って、今後それを基にした施業ができるような形にすべきだと思っております。

それが形を変えた森林情報センターでありまして、これを機会にそれをできる機能を作って、それを作るに当たっては、森林組合や町役場の連携をもった運営組織にする必要があると思っておりますけれども、それを通じていろんなことをオープンにしてみんなで検討するようにしたいと思っております。

もう一つは、結果として自分の持山をこうしたいというだけで扱っていくと、結局はトータルに見てうまく配置ができないこともあります。けれどもそれを無視して全体から見ればこうだから、あなたの山をこうしなさいと強引にするわけにもいけません。そこで、所有者も含めて地元のみならず、集まりを作って一緒に山へ行つて議論をした上で調整して、最終的にはこうしようというように整理をつけていく。そうするためには、現状を調べあげたデータを提供できる仕組みの形があって、それを基にして話し合いをするというように、みんなで相談して解決するような仕組みと、そこへ情報提供で

きるものとの二つを作る必要があるという呼びかけをしています。みんなで検討しようとする取り組みは、豊田市ですに始まっています、全国で初めての例ということで注目されています。

そのモデルになったのは新城市にありまして、地元の人たちが集まって自分たちの地区の森林について、みんなで計画を夜に何回も集まって作って、そのようにしていこうという活動が始まっています。所有者一人ということではなくて、地元みんなで話し合っていこうじゃないかという空気は、だいぶ進みつつあるかなと思っております。残念ながらそこへ情報として、この山は素人にはよくわからないけれど、実はこういうことがあるということが、この地形だったらこうだということをレクチャーできるという目配りは必要ですが、森林組合はどちらかというと、その集まりには逃げ腰でありまして、その役割は県の林務の担当者が、仕事ではないサービスでアドバイスしているのが実情ですけれど、そのような動きができていくのはいいんですが、もう一方のレクチャーできる側の仕組みがないので、これを結果として人件費を導入するようなことになってしまいます。その提案はいい続けてきてはおりますけれども、具体的な手応えはまだありません。言い続けている中で、どこかでとっかかりはないかと思っております。

# 国民森林会議第二八回總會議案

二〇一〇年三月一三日  
東京・千代田区霞が関・法曹会館

## 總會次第

### 二〇〇九年活動経過の報告

#### 一、開会の言葉

#### 二、議長選出

#### 三、会長挨拶

#### 四、活動報告と決算報告

##### (1) 活動経過報告

##### (2) 決算報告

##### (3) 監査報告

#### 五、活動方針と予算案の審議

#### 六、閉会

引き続き記念講演会

#### 1 提言委員会の活動

二〇〇九年度の提言のテーマは「森林・林業基本計画に向けての提言」に決まりました。これは「森林・林業基本計画」の見直し改訂が平成三年の秋に行われ、そのための林野庁の作業が二年度から始まるからということでした。第一回の提言委員会が八月一〇日に行われましたが、そこでの議論は次のようでした。「当会以外で、少なくとも二つの委員会、森林・林業に対する提言を準備中である。したがって、それら委員会の提言の性質と内容を把握しながら、国民森林会議の特色を活かした提言書を作成することが必要であること、その特色として大事な点は森林生態系に基づいた理論構成を明確に出す」ということでした。

国民森林会議の提言は、昨年までは提言書を次年度の五月から七月頃に提出していましたが、行政当局の「森林・林業基本計画」の改訂が一年前倒しになりましたので、今年度

#### 2 公開講座

は三月中には提出できるようにしなければなりません。それに対して、論議を重ねて、年度内の提言書提出に向けて努力しています。

「新しい森林・林業経営のあり方を探る」を統一テーマに四回実施しました。

三回は全林野会館会議室において、一回はお出かけ公開講座として高知・徳島にて一泊二日で行いました。

詳しい内容については、その都度「国民と森林」に掲載しました。

第1回 4月11日(土) 13時～16時

講師 富村 周平氏

(株)森林再生システム代表

テーマ 「資源劣化の進む人工林の取り扱い」

※「国民と森林」第一〇九号参照

第2回 6月13日(土) 高知県香美地域

テーマ 「どう育む 森と水と循環系」

14日(日) 徳島県上勝町

テーマ 「森林の保全と活用をどう進めるか」

※「国民と森林」第一一〇号参照

第3回 9月12日(土) 13時〜16時

講師 岸本 吉生氏

中小企業庁経営支援課長

テーマ 「農林漁業と商工業の連携」

※「国民と森林」第一一〇号参照

第4回 12月12日(土) 13時〜16時

講師 原田 敏之氏

特定非営利活動法人穂の国森づく

りの会理事

テーマ 「あいち森と緑づくり事業」

※「国民と森林」第一一二号掲載

### 記念講演会

◆二〇〇九年三月一日

◆テーマ「ドイツ林学派外交官とフラン

ス林学派日本画家―青木周蔵と

高島得三―

◆講師 萩野 敏雄氏

(元当会議事務局長)

★記念講演の記録は「国民と森林」一〇

九号に掲載

### 3 会誌及び電子情報に関する活動

会誌は一〇八号から一一一号まで四回発行しました。主な内容は、巻頭言、論説で今日的なテーマを取り上げて執筆していただきました。また、地方の動き、放置されている伐採跡地の問題、森林劣化の状況など危機的な状況が進みつつある問題を取り上げたほか、森林ボランティアの活動、公開講座の記録、

### 5 組織の活動

(1) 組織の形態と運営

提言活動では、前述のように森林林業基本計画の改訂に向けて、国民森林会議として、特に他の審議会などでは薄れがちな森林生態学に基づく見解を重視してまとめようとしています。これまでの提言のうち、機能区分、メリハリをつけた施策展開、技術者配置の重要性などについて、地方での林政や公的機関での審議にある程度反映させることができましたが、それにつづく提言として位置づけています。公開講座や会誌では、多方面の関心に応えるため、文化財維持と基盤的精神文化の観点からみた森林育成(樹齢二百年以上の木を広く残す必要性と地域の精神文化を支える森林の確保)、資源劣化の進む人工林の取り扱い(特に手入れの遅れた人工林での列状間伐後の成育が貧弱であること)、商工連携による林業活性化の可能性、九州などにおける再造林放棄地の広がり、NPOによる森作りなどを取り上げ、お出かけ公開講座では、団地化による施業の進展と林家収入の実現、あるいは非木材生産に活路を開く「農的林業」や「情報網の構築」などを通じ、山村問題打開の可能性を探りました。他方、資源量の増大、価格の逆転、生産システムの近代化の中でようやく開けてきたとされる木材生産について、本会議は技術・技術者の配

### 4 共催・後援の活動

例年に引き続き、「森林フォーラム」、「八ヶ岳自然と森の学校」の行事を支援しました。「職人の森」は、事務局態勢の混乱が続き、活動らしい活動が出来ないで終わり、支援ができない状態が続いています。

置・展開を重視しつつも、最終需要を広げられない中で、価格低迷やシカの食害問題などに苦しみ、補助金依存から自立できない状態にも目を配ってきました。一方、ホームページについては、更新がだいぶ遅れてしまいましたが、何とか更新をし、充実に努めてきました。

また、幹事会役員の諸方面での活動のほか、お出かけ公開講座を高知・徳島で開くなど、東京一極集中にならず、現場との距離を縮め、身近に感じられるようにするとともに、昨年に引き続き、幹事会に新しいブロック幹事を迎え、血の通う体勢づくりに努めました。なお、欠員であった中国ブロック幹事には、二〇〇九年度一月に井口隆史氏（島根大学）が正式に就任されました。

しかし、国民森林会議の本来の結成趣旨である、「会員個々の専門力量を発揮し、国民的文化財としての森林・林業・山村問題への寄与を図る」ことから考えると、まだまだ不十分で、さらに、提言活動、会誌や公開講座でのテーマの掘り下げに努めるとともに、会員の力量の発揮に力点をおいた活動にしていくな必要があると考えます。

## (2) 機関

① 総会は二〇〇九年三月一四日に開催し、原案通り決定されました。

② 評議委員会は、二〇一〇年二月六日に

開催し、評議員二名、ブロック幹事二名、常任幹事六名のもとで総会議案、その他重要事項の審議を行いました。

③ 常任幹事会は、会長、事務局長と常任幹事一〇名によって上記の公開講座の日の午前に年四回開催し、総会で承認された活動方針に基づき、会誌の編集その他の運営について協議しました。

## (3) 会員

今年度も会員の拡大に取り組む一方、会員の意思の確認に努めました。その結果は次のようになります。

正会員 一二八名

賛助会員 個人 一六三名

団体 三一団体

名誉会員 〇名

## (4) 財政基盤

会員の拡大に努めましたが、会員数は正会員で前年比〇名と変わらなかったものの、賛助会員は個人で五名、団体で一団体が減少するなど若干縮小しました。しかし、収入ではほぼ現状維持で推移し、財政基盤に大きな影響はありませんでした。

## 二〇一〇年度活動方針（案）

### 1 提言委員会の活動

・二〇一〇年度の活動方針

二〇〇九年度の「森林・林業基本計画に

向けての提言」では、森林・林業政策の理論構成は森林生態系の知識に基づいた科学的根拠に基づいたものでなければならぬことを強調しています。このことはこれまで一貫して強調してきたことです。森林の管理や施業のあり方は、健全な森林生態系の持続性に照らして考えていかなければなりません。生物多様性は、健全な森林生態系の指標として重要です。

そのような流れとともに、二〇一〇年度には生物多様性の国際会議が日本で開催されることもあって、二〇一〇年度は主として「生物多様性」に関するテーマを採り上げます。シカをはじめとする野生動物による農林業被害の拡大は、農林業被害だけでなく、生態系そのものの崩壊に連なりかねませんし、事実そのような地域が全国に広がっています。そこで生物多様性の保全を、健全な生態系の維持という視点から検討し、森林管理のあり方と関連付けて検討します。

### ・公開講座

今年度は重点テーマとして「森林・林業からみた生物多様性を探る」としました。

今日森林を取り巻く、CO<sub>2</sub>問題、生物多様性問題は、森林生態系を基礎にしながら、周辺農業の問題も絡んで、複雑な様相を見せています。そこで、特に、生物多様性と森林・林業のあり方に焦点を当てて、裾の広い議論を期待するものです。

第一回 4月10日(土) 13時～16時

講師 岡部 貴美子氏

森林総研

テーマ 「森林における生物多様性」

第二回 6月5日(土) 9時～16時

お出かけ講座

講師 田中 惣次氏(予定)

奥多摩・林業家

テーマ 「(仮) 林業と生物の共生」

第三回 9月4日(11日)(土) 13時～16時

講師 鷺谷 いずみ氏(予定)

東京大学教授

テーマ 「(仮) 森林と生物多様性」

第四回 12月11日(土) 13時～16時

講師 田中 裕氏

青森県・林業家

テーマ 「(仮) 森の多様性を活かした森

林施業」

※第二回は奥多摩の検原村へお出かけ公開講座とし、他の三回は全林野会館の会議室を会場とする。

## 2 記念講演会

本総会の後、「法曹会館」にて開催します。

◆ 二〇一〇年三月一三日

◆ 講師 安田 喜憲氏

国際日本文化研究センター教授

◆ テーマ 「確かな未来を創る森の文明原理」

## 3 会誌及び電子情報に関する活動

会誌の計画

会誌は、会員とのコミュニケーションをとる大事な情報源ですので、今年度も会員皆様の参考にしていただけるようにさらに内容の充実を図ることにいたします。編集内容はこれまでの方針を踏襲し、当面する課題をはじめ森林・林業の活性化に向けた取り組みの紹介などを予定しますが、会員による会員の機関誌として活用していただくよう、森林・林業・山村・生物多様性など、本会の活動に関連する話題、ご意見、研究成果などの発表の場として広く活用できるようにすることが重要ですので、皆様からの積極的な投稿とご協力をお願いします。

HPの運用

① ウェブサイト運用の見直し

当会では、サイト管理に関するスキル不足からその特質を十分発揮できずにいます。インターネットはどのような団体においても、今や主要な広報手段となっています。そこで、ホームページのありようを根本的に見直し、まず必要な機能に絞ってその充実を図っていきたく考えます。そのため、当面は管理維持に手間のかかるSNS及びBBSの利用を取りやめ、ホームページ

ジ本体とメール送信システムの充実を図ることにします。加えて、ホームページにアップする情報を、必要最小限に止めながらも、誰もが関連情報を得たいと思うような性質のものにすることで、入会問い合わせや購読申し込みにつなげていけるようにします。

② ホームページ更新の迅速化と確実な対応  
ホームページにアップする情報は、迅速な更新が求められ、例えば一回の公開講座終了後二週間以内にその概容を報告できるようにするなど、講座内容の電子ファイル化及びファイル送付の流れを確立します。

③ URLの周知とリンクの充実  
また、メール送信システムについては、具体的な問い合わせ等に迅速に対応できるようにメール管理の改善に努力します。

ホームページの利点は、情報の量と質とのマッチング、双方向性と迅速性にあることは無論のことですが、ますますさまざまな方に気軽に閲覧していただけることが最初の一步なので、今年度はアクセスアップを確実に進めることに主眼をおき、そのため、お出かけ公開講座、名刺、会誌などを通じて、ホームページURLの周知を図り、他方ホームページ内では、森林・林業関連団体とのリンクの充実を急ぐ方針です。

## 4 共催・後援の活動

引き続き、「森林フォーラム」及び「ハケ

岳自然と森の学校」、その他各地の幹事会で決めた事業を支援していきます。

## 5 組織の形態と運営

### (1) 組織の形態と運営

昨年の総会でも提起したように、森林・林業・山村問題の根幹に触れ、広く役立ち、人々を勇気づける情報を発信することが何より大切で、それが本会議の存在意義と考えます。そのためには、活動報告に書いたように、会員個々の専門性を発揮して、森林・林業・山村問題への寄与を高めることが求められます。また、現在会員でなくとも、必要であれば、問題説明のため外部の方に寄稿や講演をお願いすることも考えます。

また、会員のうち、特に常任幹事やブロック幹事については、例会への出席、執務とは別に会誌での執筆を重視し、引き続き、年に一回は執筆するように要請します。

会誌の編集、提言活動、公開講座相互の連携を深め、記事をホームページで紹介するなど、電子情報との連携も強め、全体の発信力を上げ、効率性も高めるようにします。また、地域情報の収集に努め、地域会員との共同取材にも力を入れます。

### (2) 機関

① 総会はこれまでと同様の位置づけで運営しますが、事前に運営や実績について、

会員の意見の聴取に努めます。二〇二一年は、三月一二日に開催する予定です。  
(会場は未定)

### ② 評議委員会は、これまでと同様、評議員、常任幹事、ブロック幹事とで構成し、総会議案その他重要事項の審議を行います。二〇二一年は、二月五日に開催する予定です。

③ 常任幹事会は、これまでと同様、会長、事務局長、常任幹事とで構成し、総会で決められた方針に基づき、日常の業務を執行します。定例の幹事会は年四回、原則として公開講座当日の午前に開催します。

④ 拡大幹事会は、常任幹事とブロック幹事とで構成し、必要に応じて開催します。

### (3) 会員

ホームページをより一層充実し、リンクを広げるなどして、引き続き会員の拡大に努めます。また、会則第四条第二項の「正会員は、この会の目的に賛同し、会員の推薦により、常任幹事会で承認した者(個人)とする」という規定を、「正会員は、この会の目的に賛同し、常任幹事会で承認した者(個人)とする」に改めます。

### (4) 財政基盤の確立

対話・勧誘を通じて、自覚的、積極的な賛助会員の拡大に努めるとともに、諸処の機会を通じて正会員の拡大に努め、他方、

引き続き発行費用などの節減に努めるなどして、財政基盤の安定化を図ります。

## 6 役員

役員は、基本的にこれまでと同様の体制とします。ブロック幹事については、九州ブロック幹事の宮崎大学、行武潔氏が退任され、後任に宮崎大学、藤掛一郎氏が就任を承認されています。また、増員要請の出ている中部・北陸ブロックについては、幹事会で検討し、補充に努めます。

評議員では、ご高齢の榎戸勇氏に代わり、ご子息の榎戸正人氏が就任を承認されています。また、新たに山形大学菊間満氏に評議員への就任をお願いし、ご承諾をいただきました。

2009年度決算

区 分	項 目	当初予算	決算額
収 入	正会員会費	550,000	466,000
	賛助会員会費	1,900,000	1,833,000
	賛助会費(団体)	800,000	770,000
	その他		
	繰越	213,670	213,670
	計	3,463,670	3,282,670
支 出	会報発行費	1,800,000	1,587,312
	物品費	20,000	7,336
	通信費	100,000	10,830
	事務所費	0	0
	資料購入費	20,000	18,756
	印刷費	20,000	10,500
	総会費	270,000	285,645
	評議員会費	230,000	199,869
	幹事会費	280,000	343,211
	調査・活動費	640,000	495,321
	提言委員会	300,000	158,903
	定点調査	0	0
	公開講座	300,000	336,418
	教育森林助成金	20,000	0
	調査予備費	20,000	0
	団体加盟費	20,000	5,000
	通役費	60,000	28,890
	小計	3,460,000	2,992,670
	予備費	3,670	
	計	3,463,670	2,992,670
	次年度繰越		290,000
	合計	3,463,670	3,282,670



## 2010年度予算

区 分	項 目	前年度予算	当年度予算
収 入	正会員会費	550,000	500,000
	賛助会員会費	1,900,000	1,850,000
	賛助会費(団体)	800,000	770,000
	その他		
	繰越	213,670	290,000
	計	3,463,670	3,410,000
支 出	会報発行費	1,800,000	1,700,000
	物品費	20,000	20,000
	通信費	100,000	70,000
	事務所費	0	0
	資料購入費	20,000	20,000
	印刷費	20,000	20,000
	総会費	270,000	280,000
	評議員会費	230,000	230,000
	幹事会費	280,000	300,000
	調査・活動費	640,000	690,000
	提言委員会	300,000	250,000
	定点調査	0	0
	公開講座	300,000	400,000
	教育森林助成金	20,000	20,000
	調査予備費	20,000	20,000
	団体加盟費	20,000	20,000
	通役費	60,000	60,000
	小計	3,460,000	3,410,000
	予備費	3,670	
	計	3,463,670	3,410,000
次年度繰越			
合計	3,463,670	3,410,000	

# 森林フォーラムの活動

## 二〇〇九年度活動経過報告

### 1 森林フォーラムの会総会について

- ・日 時 2月8日(日)
- ・講演と討論 「環境問題の表と裏 その2」
- ・講師 内山 節氏(森林フォーラムの会代表世話人)
- ・会場 全林野会館 6階604号室
- ・参加者 21名

### 2 赤城親しみの森「森林フォーラムの森づくり」について

群馬県・赤城国有林内で、「森林フォーラムの森づくり」を開催し、森林整備を行いました。森林整備では、間伐・除伐・散策道づくり、山野草の植生調査などの作業を3回開催し、うち1回は『内山節先生の森の哲学塾』を開催しました。開催状況はフォーラムニュースで報告済みです。

なお、6月、7月の森づくりは「民宿大塚」

さんの都合により中止としました。

- ① 開催日時 ※印は森の哲学塾開催日
  - 第1回 4月18日(土)～19日(日) 11名
  - 第2回 6月20日(土)～21日(日) 中止
  - 第3回 7月11日(土)～12日(日) 中止
  - 第4回 10月3日(土)～4日(日) 9名
  - 第5回 11月14日(土)～15日(日) 12名
- ② 会場 群馬県赤城国有林内「森林フォーラムの森」
- ③ 参加者 延べ参加人員54名

### 3 恒例の上野村フォーラムについて

今回は、新緑の上野村フォーラムを企画、『内山節と歩くみどり薫る上野村探訪』をテーマに開催しました。すりばち学校と胡桃平・奥名郷集落探訪、大山登山を体感しました。追体験として内山農場ボランティア農作業を行いました。

- ① 日時 5月23日(土)～24日(日)
- ② 会場 群馬県上野村
- ③ 参加者 14名

### 4 森林・林業視察研修について

「白山周辺での森林散策と世界文化遺産白川郷合掌造り集落、白山スーパー林道、治山現場の見学」を岐阜・石川県で開催し、①白川自然林養林の視察、②白川郷合掌集落視察、③民直治山工事カ所見学、④白山山麓民芸資料館などの見学や交流を行い、豊かな自然と文化・歴史を学びました。

- ① 日時 9月19日(土)～21日(月・祝日) 2泊3日
- ② 会場 岐阜・石川県
- ③ 参加者 23名

### 5 「森林フォーラムニュース」の発行について

フォーラムニュースは、96・97・98・99号を発行しました。

6 国民森林会議「公開講座」参加状況について  
公開講座は4回開催されました。延べ参加人員(森林フォーラムの会会員)は6名でした。

## 7 「フォーラムサロン」開催状況

フォーラムサロンは9回開催し、フォーラムの活動の具体的実行計画の話し合いや情報交換などを行いました。

3月12日(木) 4月9日(木) 5月21日(木)  
6月11日(木) 7月8日(木) 9月10日(木)  
10月8日(木) 11月12日(木) 12月7日(木)

参加者延べ49名

## 二〇一〇年度活動計画(案)

### 1 森林フォーラムの会総会について

- ・日 時 2月11日(日)
- ・会 場 全林野会館 6階603号室
- ・講演と討論 「森の意味をとらえなおす」
- ・講師 師 内山 節氏(森林フォーラムの会代表世話人)

### 2 年間の活動計画について

重点的な活動として、①赤城森林フォーラムの森づくり、②上野村フォーラム、③森林・林業視察研修を行います。

(1) 赤城親しみの森「森林フォーラムの森づくり」について

群馬県・赤城国有林内の森林フォーラムの森づくり作業は、土・日曜日を基本に1泊2日で行います。また、『内山節先生の森の哲学塾』を1回開催します。詳細は、フォーラムニュースでお知らせします。

なお、定例の森づくり作業には10人程度のご協力をお願いします。

定例の森づくり作業日は次の通りです。

4月18日(日)(日帰り)  
※5月22日(土)～23日(日)

7月10日(土)～11日(日)

10月30日(土)～31日(日)

11月20日(土)～21日(日)

※印は、森の哲学塾の開催日です。

(2) 「上野村フォーラム」の開催について

恒例の上野村フォーラムは、“深緑の色増す上野村探訪”をテーマに開催します。

参加募集人員は20人程度とします。

詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

・開催日時 6月12日(土)～13日(日)

・開催会場 群馬県上野村

(3) 森林・林業視察研修について

候補地は、出羽三山とその周辺(山形県)

を検討し、詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

参加募集人員は20人程度とします。

・開催日時 9月10日(金)～12日(日)

2泊3日

(4) 「森林フォーラムニュース」の発行について

年5回程度発行します。

(5) 国民森林会議「公開講座」受講について  
森林問題の学習講座として国民森林会議

の公開講座の受講をお勧めします。

年4回の国民森林会議公開講座の日程は

次の通りです。

・開催日程 4月10日・6月5日・

9月4日・12月11日

・開催会場 「全林野会館 603会議室」

文京区大塚3-28-7

※開会は午後1時30分、閉会は午後4時頃

公開講座の講師及びテーマについては、

決まり次第フォーラムニュースでお知らせ

します。

(6) 定例「フォーラムサロン」の開催について

毎月、第2木曜日開催します。

フォーラムサロンは、情報交換、テーマを決めての学習会、森林フォーラムの会の運営や協議、意見交換の場です。自由に

参加下さい。

・開催会場 世田谷・烏山区民センター

(電車は京王線千歳烏山駅下車)

・開催時間 午後七時～九時

・会費は1回200円程度(お茶代などとして)

※変更もありますので、相田、犬飼まで

お問い合わせ下さい。

次回、3月のフォーラムサロンは、3月

11日(木)です。

# 八ヶ岳自然と森の学校

## 2010年度の開講ご案内

主催 八ヶ岳自然と森の学校  
 国民森林会議  
 後援 中部森林管理局・長野県・茅野市・  
 茅野市教育委員会・茅野市観光連盟

### 八ヶ岳自然と森の学校 2010年度開講スケジュール

期 日	テーマ及び講師	場 所 (山小屋)
各コースとも土・日曜日 ※4は火・水曜日 11は金・土・日曜日 14は金・土曜日 連絡先の住所・電話は最終ページをご覧ください。		
1 5月15・16日	山菜と樹木、トレッキング (根石岳2603mまで) * 里山での山菜採りと試食。樹木を観察しながらトレッキング 講師：大木 正夫 (長野県林業大学校)	夏沢鉱泉 連絡先：浦野 岳孝
2 5月29・30日	希少植物観察会 * 美濃戸周辺の希少植物の保護活動及び観察 講師：新井 和也 (山岳ジャーナリスト)	美濃戸山荘 連絡先：藤森 周二
3 6月12・13日	高山植物を知る・学ぶ (環境の厳しい稜線でのユニークな生態) * 貴重なツクモグサなど、とっておきのポイントで観察 講師：名取 陽 (高山植物研究家)	硫黄岳山荘 連絡先：浦野 岳孝
4 6月15・16日	バードウォッチング (里山から亜高山までの鳥が楽しめます) * 標高2300mまで、シラビソの原生林や溪流沿いに野鳥を観察 講師：林 正敏 (日本野鳥の会 諏訪支部長)	夏沢鉱泉 連絡先：浦野 岳孝
5 6月19・20日	山岳地図の読み方・実践編 (初心者～中級者向け) * 優しく！楽しく学べる実用度の高い講習会です 講師：宮内 佐季子 (アドベンチャーレーサー)	オーレン小屋 連絡先 小平 勇夫
6 6月26・27日	自然写真 (撮って、八ヶ岳フォトコンテストに応募！) * 溪流、滝、クリンソウ、シャクナゲを撮る！初心者にも対応 講師：日野 安喜 (日本写真作家協会(JPA))	夏沢鉱泉 連絡先：浦野 岳孝
7 6月26・27日	バードウォッチング 講師：遠藤 祐二 (野生動物調査員)	蓼科山荘 連絡先 米川 友基

期 日	テーマ及び講師	場 所 (山小屋)
8 7月3・4日	高山植物を愉しむ (貴重な花々が、確実にご覧になれます) *「箱庭のようなお花畑」を、アカデミックにご案内いたします 講師：白鳥 保美 (諏訪教育会 植物委員会)	硫黄岳山荘 連絡先：浦野 岳孝
9 7月3・4日	フラワートレッキング・森から稜線の植生について *初心者～中級者向け！桜平～硫黄岳・横岳の花めぐり 講師：斉藤 敏 (長野県自然観察インストラクター)	オーレン小屋 連絡先：小平 勇夫
10 8月7・8日	夏の星座を楽しもう 講師：大蔵 満 (長野市立博物館学芸員)	高見石小屋 連絡先：原田 茂
11 9月 3・4・5日	スケッチ (南八ヶ岳の岩種を堪能！) *ゆったりと稜線に腰を据えて、思いっきりスケッチしましょう 講師：小倉 玲子 (日本画家)	硫黄岳山荘 連絡先：浦野 岳孝
12 9月4・5日	初心者の岩登りとザイルワーク 講師：島田 良 (八ヶ岳山岳ガイド協会)	黒百合ヒュッテ 連絡先：米川 岳樹
13 9月11・12日	秋の鳥と植物の実 講師：秋山 幸也 (相模原市立博物館学芸員)	黒百合ヒュッテ 連絡先：米川 岳樹
14 9月17・18日	キノコと樹木、トレッキング (根石岳2603mまで) *里山でのキノコ採りと試食。樹木を観察しながらトレッキング 講師：大木 正夫 (長野県林業大学校)	夏沢鉱泉 連絡先：浦野 岳孝
15 9月18・19日	きのこ教室 講師：米川 正利 (黒百合ヒュッテ)	蓼科山荘 連絡先：米川 友基
16 9月25・26日	デジカメ写真教室 講師：磯貝 猛 (山岳写真家)	蓼科山荘 連絡先：米川 友基
17 2011年 3月26・27日	スケッチ (スノーシューを使って夏沢峠まで) *柔らかくなった日差しの中、まだ雪の多い「春山」を描きましょう 講師：小倉 玲子 (日本画家)	夏沢鉱泉 連絡先：浦野 岳孝

★ 連絡先 ★

浦野 岳孝	1・3・4・6・8・11・14・17	Eメール iou@xd6.so-net.ne.jp
〒391-0215	長野県茅野市中大塩 13-73	TEL/FAX 0266-73-6673
藤森 周二	2	Eメール yatsugatake.fujimori@nifty.ne.jp
〒392-0010	長野県諏訪市渋崎 1792-448	TEL 0266-58-7220 FAX 0266-53-4121
小平 勇夫	5・9	Eメール o-ren@po.dcn.ne.jp
〒391-0213	長野県茅野市豊平 2472	TEL 0266-72-1279 FAX 0266-72-1296
米川 友基	7・15・16	Eメール tomoki-y@muh.biglobe.ne.jp
〒391-0213	長野県茅野市豊平 10222-30	TEL 0266-76-5620 FAX 0266-76-5620
原田 茂	10	
〒253-0063	神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸 2-27	TEL 0467-87-0549
米川 岳樹	12・13	Eメール kitayatu@alles.or.jp
〒391-0013	長野県茅野市宮川 11284-1	TEL 0266-72-3613 FAX 0266-72-3613

★ハヶ岳自然と森の学校のいろいろなコースに、何年かかっても8～10回参加された方の中で、適格と認められた人に、『森のインタープリター（森の解説者）』の資格が与えられます。今まで69名のインタープリターが誕生し、全国各地で活躍しています。  
インタープリターだけの研修会や集いなど特典もあります。

★申込み手続きなど

- ◎各コースの申込み、問い合わせは、それぞれの連絡先（担当の山小屋）へご連絡下さい。
- ◎参加費用は1泊2日で12,000円
  - ※1・3・4・6・8・14・17は15,000円
  - ※11は2泊3日で25,000円（2日間の参加も可能です。15,000円）  
（2食付き宿泊費、教材、受講料、保険料を含む。交通費は別途。）
- ◎集合場所、時刻、詳しい内容はお申込み時にお知らせしますが、ほぼ午前10時頃に最寄りの駅付近、または現地集合の心づもりでご準備下さい。
- ◎希望者が少人数のコースは中止させて頂く場合がありますのでご了承下さい。
- ◎尚、各コースとも軽い山歩きになりますので、当日は相応の服装、持ち物（雨具、防寒衣類、水筒、弁当、懐中電灯など）とルーペ（虫眼鏡）、双眼鏡などお手持ちの観察用具、筆記用具をご用意下さい。昼食は各自負担となります。

☆申込みは、下記の項目を明記し、各連絡先にご連絡下さい。

- ◆参加コース名・期日 ◆〒住所 ◆氏名 ◆電話番号 ◆年齢 ◆血液型
- ◆これまでの参加コース名・年月日 ◆その他連絡事項等

# 切り抜き森林・林政ジャーナル

〔新聞・この3カ月〕

12~1月

## ◇樹皮から高純度水素

〔二月二日 河北新聞〕

東北大多元物質科学研究所の研究グループが、使い道のない樹皮などから純度の高い水素を取り出す研究を進めている。水素の利用先は、自動車メーカー各社が普及を目指す「究極のエコカー」燃料電池車を想定。製材業者とメーカーが連携する後送も視野に、実用化に向けて採算性などを検証している。グループは木材一基当たりから約四八〇立方メートルの純度九五％程度の水素ガスを取り出すことに成功している。

## ◇金融機能を緑化に活用

〔二月五日 京都新聞〕

全国の地方銀行六四行が参画した「日本の森を守る京都サミット」が四日に京都市左京区の国立京都国際開館で開催された。地銀のネットワークや金融機能を活用して森林保全活動を推進する方針を確認し、林業の再生支援や環境に優しい金融商品の開発、緑化活動の継

承などを盛り込んだ共同宣言を発表した。

## ◇イノシシ登山でライチョウ危機

〔二月二日 毎日新聞夕〕

長野・岐阜県境の北アルプス乗鞍岳で高山帯に今夏から秋にかけてイノシシの群れがあらわれ、高山植物の根を食べる被害が出ていたことが信州大教育学部の中村浩志教授（鳥類生態学）の調査でわかった。標高数百メートル程度までの里山にすむイノシシが、北アルプスの高所へ登ったことが確認されたのは初めてと見られ、関係者は驚くとともに生態系への影響を懸念している。

## ◇野生シカ獣肉健康把握で基準

〔二月二九日 日本農業新聞〕

兵庫県は二〇一〇年度、獣肉の有効利用に向けて、野山に生息しているシカが健康かどうかをリスク評価する手法を確立する。E型肝炎と寄生虫症、慢性消耗性疾患（CWD）にかかっていないかどうかを調べ、安全なシカ肉供給に

役立てる。異常が確認された場合の情報公開や捕獲規制などの行政対応も検討する。県森林動物研究センターは「シカの健康状態を継続的に追跡するのは全国でも初めてではないか」としている。

## ◇生物多様性命の保全に国際協調

〔二月一日 産経新聞〕

産経新聞は元日の第二部で今年の一〇月に名古屋で「生物多様性条約第一〇回締約国会議（COP10）が開催されることを取り上げ、昨年発表された国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストで地球上の動植物の三六％が絶滅の危機に瀕していることなどを取り上げたあと、こうした危機を国際協調で克服するのは一筋縄には行かない。日本政府がCOP一〇で果たす役割は大きく、各国を束ねるリーダーシップが注目されていると指摘した。なお別記事では先進企業の取組例も紹介している。

## ◇日本の木 使って守ろう

〔二月五日 朝日新聞夕〕

国産木材が手に入りづらくなっ

て困っていたおもちゃ工房と、需要が伸び悩む針葉樹の活用を模索していた林業会社が、手を取り合っ

て新しいおもちゃを作った。国内では戦後、スギやヒノキが盛んに

植林されたが、輸入木材に押されて

放置され、荒れていく森林が増

えている。「木を使って木を守る

う」。神奈川県・丹沢産の樹齢10

0年ものヒノキで作られた、小

さなおもちゃに込められた願いだ。

おもちゃ工房は横浜市の「てらう

ち」、林業会社は三重県の「諸戸

林業」。

## ◇排出枠購入、総額二〇〇億円

〔二月八日 日経新聞〕

京都議定書で義務付けられた温暖化ガスの排出削減目標を達成するために、政府が海外から購入する排出枠の総額が二〇一二年までに累計二〇〇億円規模にのぼることが明らかとなった。国内対策だけでは足りない排出枠と引き換えに、新興国などへ巨額の国費が流出する格好だ。

## ◇産業素材の在庫調整停滞

〔二月八日 日経新聞〕

鋼材や合成樹脂など産業素材の在庫調整にブレーキがかかってきた。二〇〇九年一月末時点の主要一五品目のうち、三分の二の一

○品目の在庫量が前月より増えた  
うえ、八品目の水準が「過剰」か  
「やや過剰」になった。公共事業  
の縮小で建設需要が落ち込んだう  
え、包装資材など個人消費関連の  
素材の需要が伸び悩んだことも足  
かせになった。素材メーカーの中  
には再び減産を強化する動きも出  
てきた。

#### ◇イノシシよけ線香

【二月三日 朝日新聞】

農作物のイノシシ被害が全国に  
広がる中、群馬県太田市の金属加  
工会社の専務が、蚊取り線香状の  
撃退線香を考案し、一二日からテ  
スト販売に乗り出した。その名も  
「イノダー」。イノシシは唐辛子の  
においを嫌うため、除虫菊の代わ  
りに唐辛子の主成分カプサイシン  
を練り込んだ。

開発したのは「ユニーク工業」

の羽広保志さん(40)。捕獲した  
イノシシを殺処分するモリの注文  
を受けたことがきっかけだ。出来  
栄えの確認のため現場に立ち会っ  
たが、残酷に思え、殺さない対策  
はないか、と考え始めたのが開発  
のきっかけだった。

#### ◇人工雷でキノコ増収

【一月一四日 読売新聞】

雷の落ちた場所にはキノコが生  
える。昔から、そう言い伝えられ

ており、古くは、古代ギリシャの  
哲学者ブルタルコス著書にも記  
載されている。

人工の雷を使ったキノコの研究  
は、一九八〇〜九〇年代にかけて  
盛んに行われ、なぜなのかは不明  
だが、キノコの収量が増えること  
は判っていた。しかし、雷発生装  
置が大型で移動が難しく、キノコ  
の生産現場では利用されなかった。

持ち運びできる小型の雷発生装  
置で、ふたたび雷とキノコの研究  
を始めているのが、岩手大学工学  
部の高木浩一准教授(高電圧工学)  
らだ。高電圧をかけたほだ木は、  
平常に比べて、一本当たりのシイ  
タケ平均収穫量が最大で約二・二  
倍になった。ただ、すべてのキノ  
コが収量増となるわけではなく、  
ムキタケでは収量に変化はなく、  
マイタケは逆に減少した。

#### ◇ハツ場ダム飽和雨量を過少設定

【二月一六日 東京新聞】

緑豊かな利根川の上流域で、降  
り始めから森林土壌が飽和状態と  
なる雨量が「四八ミリ」は少なすぎ  
る。ハツ場ダム(群馬県長野原  
町)建設の根拠となる治水基準点・  
八斗島(同県伊勢崎市)での最大  
流量問題で、専門家は疑問を投げ  
かけた。この飽和雨量の低さと最  
大流量をめぐっては、長野県で建

設の是非が争われている浅川ダム  
でも問題になっている。

#### ◇温暖化時代に記録的寒波

【二月一九日 日経新聞夕】

一月中旬から一月初めにかけ  
て欧州や米国東部、東アジアなど  
に記録的な寒波が到来、国内も日  
本海側を中心に久々の大雪に見舞  
われた。北極上空の冷たい空気が  
予想を超える勢いで北半球の各地  
に流れ込んだのが直接の原因。

欧米の寒波はまさに記録破りだっ  
た。米国では普段温暖なフロリダ  
半島の野菜畑が凍り付き、英国は  
国土全体が雪化粧した様子が衛星  
写真で確認された。中国では一一  
月から北京市などに寒波が到来し、  
各地で燃料不足が起こって経済に  
も影響が出ている。

地球温暖化の時代と一見矛盾す  
るような気象現象が今後頻繁に起  
こるのか。自然の変動である北極  
振動と、温暖化の間には密接な関  
係が指摘し、北極振動を研究して  
いる研究者は今後温暖化が進めば  
北極振動の指数はプラスになり、  
寒波は起こり難くなる、と見る一  
方、熱帯に現れている温暖化の影  
響が伝わって偏西風の蛇行を引き  
起こし、結果として寒波をもたら  
した、との見方もある。

#### ◇松くい虫県境突破

【二月二日 朝日新聞(青森版)】

青森県は二日に蓬田村の防風  
林で松くい虫の被害を受けたクロ  
マツ一本が確認されたと発表した。  
県外で松くい虫に感染した苗木が  
外ヶ浜町内に移植され、被害が見  
つかった一昨年の事例とは異なり、  
今回は自生しているクロマツ。こ  
こ一箇所被害が食い止められる  
のか、拡散するのか、県は感染経  
路の究明と防止策に全力をあげる。

#### ◇富士山に植物じわり「登頂」

【二月二日 日経新聞夕】

コケ類以外は繁殖が困とされる  
富士山頂で永久凍土の減少が進み、  
約二〇年前には確認されなかった  
イネ科などの植物も生育すること  
が二二日まで、静岡大の増沢  
武弘教授(植物生態学)らの調査  
で分かった。増沢教授は「富士山  
頂気温が上昇していることと関係  
しているのではないか」としてい  
る。

#### ◇朽ちていく噴火の備え

【二月四日 読売新聞】

国内の観測体制が、危機に瀕し  
ている。予算不足で機器は老朽化  
し、人材確保もままならない。日  
本での次の大規模噴火が起きた時  
人の命を守ることができるのか。  
各地の窮状を取材している。



# 国民森林会議

## 第二八回総会

日時・二〇一〇年三月十三日(土)

午後一時から

会場・法曹会館二階「寿」

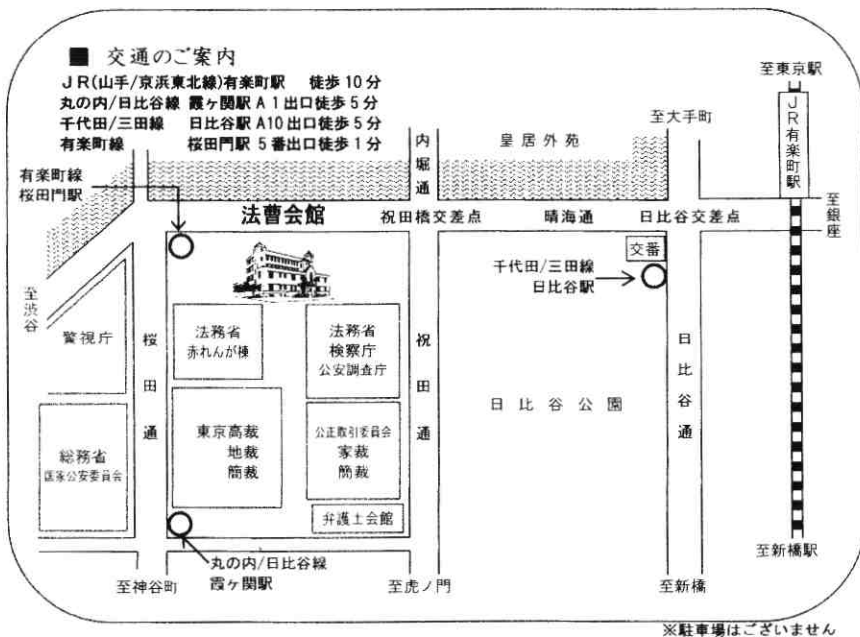
〒一〇〇・〇〇一三

東京都千代田区

霞が関一・一・一

TEL〇三・三五八一・二二四六(代表)

○記念講演(当日午後二時)



# 森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水質源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すこしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようなかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同にご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

## 季刊 国民と森林

2010年春季 第112号

■発行 2010年3月1日

■発行責任者 只木良也

■発行所 国民森林会議

■連絡先 〒112-0012

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3519-5981

FAX 03-3519-5984

<http://www.peoples-forest.jp>

E-mail: [info@peoples-forest.jp](mailto:info@peoples-forest.jp)

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(〒共)

(年額3,000円)